

平成21年6月16日

国土交通省総合政策局
建設市場整備課
(財)建設業振興基金

平成21年度「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」 募集要項

本要項は、(財)建設業振興基金が国土交通省からの委託事業として、「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」を実施するに当たり、下記のとおり、公募を行うにあたっての詳細を定めるものです。

記

1. 事業の趣旨

建設業は、我が国の住宅・社会資本の整備に欠かすことのできない重要な役割を担っており、人の技術と技能に支えられている産業です。そのため、それを支える優秀な人材の確保・育成、次世代への技術・技能承継に関する取組が重要です。特に建設業は労働集約的性格が強く、建設現場における適切な施工のために建設技能労働者の有する熟練した技能に依存しています。引き続き景気低迷の中、建設業における競争激化に伴い、コストダウンや工期短縮、より一層の品質確保・向上が求められており、その結果、現場施工の中心を担う建設技能労働者の役割が一層重要となっています。

しかしながら、建設業就業者の年齢構成は、50歳以上が約4割（特に、55歳以上が約3割）を占める一方、30歳未満の若年労働者は年々低下しており、高齢化が急速に進展していることから、建設技能を円滑に継承し、建設技能者の確保・育成を図っていくことは重要な課題となっています。

本事業は、各種事業者が行う建設技能の承継、建設技能者の確保・育成に資する取組のうち、モデルケースとなる先導的な取組に対し支援を行い、当該事業を推進、広く普及・啓発を図ることにより、建設技能者の確保・育成の促進を図るものです。

2. 概要

本事業は、複数の建設事業者又は建設業団体等による建設技能の承継、建設技能者の確保・育成につながる取組で、その内容が新規性、応用性、独創性など一定の要件を満たし、他の建設事業者や建設業団体にとって参考となる取

組を対象に公募を実施し、こうした取組の定着に向けたモデルケースと認められる先導的な事例の発掘を行います。

3. 事業の対象

本事業における募集対象事業は、建設技能の承継、建設技能者の確保・育成に資する以下に例示するような事業であって、「事業計画策定段階」または「事業着手段階」にあるものを対象とします。ただし、「事業実施段階」（直近2～3年の間に事業着手され、遂行しているもの）であっても、その取組内容の詳細な報告や効果の検証を行うものであれば、本事業の対象とします。

【事業の例示】

①女性技能者の確保・育成・活用を図る取組

- ・女性技能者が新たな技能を習得する手法の確立に向けた取組や女性の入職の促進・定着を図る取組 等

②熟練技能者の活用や若年者への技能承継を図る取組

- ・退職した高齢者を講師として活用する実践的指導等の取組や熟練技能者の指導方法の確立に向けた取組
- ・地域や各業種のニーズに応じた若年者を確保するための技能承継方法の確立に向けた取組や若年者の入職の促進・定着を図る取組 等

③その他、技能承継の促進や建設技能者の確保・育成につながると認められる取組

- ・総合工事業者と専門工事業者の連携による技能承継等に関する取組や建設技能者の確保・育成に資する調査・検証等の取組 等
- ・建設業団体等が教育・訓練機関等と連携し、技能者の確保・育成を図る取組 等

4. 事業者の条件

公募対象となる事業者は、

- 1) 複数の建設事業者（建設事業者グループ）
 - 2) 建設事業者団体またはこれに準ずる団体
- とします。

なお、建設事業者グループの中に他の産業分野に属する事業者等がいる場合も対象とします。ただし、建設事業者がグループ内で主たる役割を担

っていることが条件となります。

5. 審査方法と審査の観点

外部の有識者を含む審査委員会を設置し、書類審査、事業者へのヒアリング審査を経て、モデル事業を決定します（審査の都合上、ヒアリング審査後に追加資料の作成をご依頼することがあります）。審査結果については、結果の如何に関わらず申請者に書面で通知します。

<審査の観点>

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価します。

- ・ アイディア・工夫に富むなど新規性があり、建設技能の承継、建設技能者の確保・育成の取組を促進するモデルとなることが期待できる事業であること。
- ・ 技能の消失危機が高い職種に関する取組であって、その解消に資する事業であること。
- ・ 当該事業者にとって、事業効果が高いものであること。
- ・ 他の事業者への応用性が高く、波及効果が見込める事業であること。
- ・ 若年者や女性などをはじめとする建設技能者の確保・育成、熟練技能者の活用などに資する事業であること。
- ・ 当該モデル事業を行うことにより、建設技能者の確保・育成に関する社会的仕組みの構築に資する事業であること。
- ・ 事業者の経営状態が事業の実施に影響を与えるものではなく、専門家を活用するなど計画を確実に実行できる体制が整備されている事業であること。
- ・ 実施スケジュールが明示されており、モデル事業終了後も自助努力により継続的に行われる見込みがある事業であること。
- ・ 内容の情報公開・活用等について了解している事業であること。

6. 支援の内容、事業の実施等について

（１）支援の内容

本事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を負担するものです。なお、選定された事業者には、平成２２年２月末までに事業結果についての報告書をご提出頂きます。

支援件数は、１０件程度（昨年度支援件数：５件）を予定しています。支援金額は１件当たり３百万円程度を上限とし、事業計画と支援要望額の内容を精査の上、予算の範囲内において決定します。

（２）契約形態等

契約形態については、（財）建設業振興基金と事業者による受委託契約と

なり、支援の対象となるのは、契約期間内に支出が発生するもののみとなります。支援の対象となる経費についての詳細につきましては、別紙をご参照ください。

本事業の実施に係る経費は事業者側で立替払いをし、それを証明する経理書類を提出し確認された後に、(財)建設業振興基金から事業者に当該金額が支払われることとなります(事業開始前に金員を交付するものではないことにご注意願います)。

(3) 事業実施期間

事業実施委託契約日～平成22年2月末

(この時期に発生した経費が支援の対象となります)

(4) 現地視察・ヒアリング等の実施

平成21年9月から平成22年1月頃にかけて、事業者を現地訪問し、事業の実施状況などについてヒアリング・視察等を行います。

なお、定期的に事業の進捗状況を報告していただきます。

(5) 報告書の作成・提出

選定事業者は、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等を取りまとめた報告書を平成22年2月末までに提出して頂きます。

7. 応募手続き

(1) 応募書類の提出方法

定められた応募書類を(財)建設業振興基金に正本1部・副本4部を郵送で提出してください(公募締切日必着)。封書の表には、朱書きで「建設技能者確保・育成モデル事業申請書 在中」と明記してください。持参される場合は、同基金宛に予めご連絡ください。

なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合には、担当職員が問合せをする場合があります。

提出された応募書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください。

【応募書類の提出先】

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

※所定の様式は、国土交通省ホームページまたは、(財)建設業振興基金ホームページ(ヨイケンセツドットコム)にて入手可能です。

(2) 公募期間

平成21年6月16日(火)～平成21年7月15日(水)〔当日必着〕

8. その他(留意点等)

本事業に選定された場合の留意点については、選定決定後に改めて説明いたしますが、予め以下の諸点にご留意ください。

(1) 事業内容等の変更時の取扱い

本事業の契約期間内において、事業の実施内容に当初の申請時の計画と比べて大幅な変更が生じた場合には、経費の全部又は一部について、本事業の実施に係る経費として認められないことがあること。

(2) モデル事業者の責務

事業実施に係る経費を証明する証憑書類を、契約期間終了後5年間保管すること。

9. 本件に関する問合せ先

(財)建設業振興基金 構造改善センター モデル事業 係

電話：03-5473-4572

担当：南塚、鮫島

以 上